

大阪・関西万博におけるものづくり産業の魅力発信事業業務委託 企画提案公募要領

1 委託業務名

大阪・関西万博におけるものづくり産業の魅力発信事業業務委託

(1) 事業目的

関西は、古くから日本のものづくりの中心地として栄え、独自の技術と創造性を育んできている。多様な産業が集積する中で、「伝統的工芸品」についても、関西広域連合域内※¹で47品目※²が経済産業大臣より指定を受けており、現在まで技術や製法を受け継いでいる。

伝統的工芸品産業は、生活様式の変化による使用機会の減少や代替品・大量生産品への移行、若年層を新たな消費者として取り込めていないことに伴う需要の減少や後継者不足など厳しい環境に置かれている。一方で、質の高い製品を求める動きや、和風生活様式への関心の高まりなど、明るい兆しも見受けられるようになってきた。

そこで、本事業では、国内外から多くの人々が訪れる大阪・関西万博の機会を活用し、伝統的なものづくり産業の新たな需要開拓や人材確保にむけて、これらの産業における課題や可能性を共有するとともに、これらものづくり産業がもつ魅力を新たな切り口もまじえて発信する。

具体的には、「伝統的工芸品をはじめとしたものづくり産業を取り巻く需要の減少・後継者不足等の課題や解決の方向性などについて来場者等と共有するトークセッションの実施」、「新規需要の開拓も見据え、伝統的工芸品の新たな魅力をデザイン等も活用し発信する展示会の開催」、「国内外の多くの方々々に伝統的なものづくりに触れられる体験機会を提供するワークショップ」を開催する。

※¹関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県）

※²令和6年10月時点

(2) 業務概要

大阪・関西万博におけるものづくり産業の魅力発信事業業務委託仕様書（以下「仕様書」）のとおり

(3) 委託上限額

金12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 スケジュール

令和7年	4月18日（金）	公募開始
令和7年	4月25日（金）	質問受付締切
令和7年	5月16日（金）	提案書類提出締切
令和7年	5月中旬頃	選定委員会（審査会）
令和7年	5月下旬頃	契約締結・業務開始
令和8年	2月27日（金）	業務終了

3 公募参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解の上、支障なく本業務を遂行できること。
- (2) 次のア～シまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、構成府県市^{※1}から入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ケ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

コ 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員又はこれらの者から関西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

サ プロポーザルに参加する個人から関西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

シ 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人

- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている企業等でないこと。
- (4) 構成府県市から入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 地方税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 共同企業体を構築して申請する場合は、共同企業体の名称は業務名と同じ名称を用いないこと。

※¹ 構成府県市・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおり。

- (1) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和 7 年 4 月 18 日（金）から同年 5 月 16 日（金）午後 5 時まで（必着）

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後5時まで)

イ 受付場所

関西広域連合広域産業振興局産業振興企画課
(大阪府商工労働部商工労働総務課内)

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

電話番号：06-6614-0950

ウ 提出方法

持参または郵送によること。

郵送の場合は、記録の残る書留郵便とし、上記受付場所へ提出期限までに届いていること。また、提出先に電話にて受領確認を行うこと。

エ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 応募書類

以下のア～ソ(正本)は各1部、エ～ソ(副本)は各6部を提出すること。(サ～セは共同企業体で応募の場合のみ提出すること。また、共同企業体で応募の場合、ク～サについては全構成員分提出すること。) ※副本4部については、提案者が判別できる記載部分は削除もしくは黒塗りする等すること。

ア 大阪・関西万博におけるものづくり産業の魅力発信事業業務委託に係る企画提案公募関係書類の提出について【様式1】

イ 誓約書【様式2】

ウ 団体等の概要がわかる資料(会社概要、パンフレット等)

エ 大阪・関西万博におけるものづくり産業の魅力発信事業業務委託 企画提案書【様式3】

オ 業務スケジュール【自由様式】

業務を実施するにあたっての具体的なスケジュールを記述すること。

カ 配置予定責任者の経歴・業務実施体制【様式4】

配置予定である責任者の所属・役職・氏名・業務経歴、業務を実施するにあたっての体制等を記述すること。

キ 見積書【自由様式】

提案内容に基づき、委託業務を受注した場合の見積額合計、内訳を記述すること。

ク 納税証明書

「3 公募参加資格」の(5)に係る各種税の未納がないことを証明するもの
(発行日から3ヶ月以内の原本)

① 構成府県市の税務所が発行する府県・市税(全税目)の納税証明書

・構成府県市内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税務所が発行するものに代えます。

② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

※共同企業体の場合は、構成員全ての納税証明書が必要

- ケ 定款又は寄付行為の写し（原本証明してください。）
- コ ①履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
 - ・法人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

サ 共同企業体届出書【様式5】

シ 共同企業体協定書（写し）【様式6】

ス 委任状【様式7】

セ 使用印鑑届【様式8】

ソ 財務諸表の写し（最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備・不足

応募書類に不備・不足があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれA4ファイルに綴って提出すること。
併せて電子媒体（CD-R等）でも提出すること。

ウ 正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

エ 書類提出後の差し替えは認めない（関西広域連合が補正等を求める場合を除く）。

5 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年4月25日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：sangyo@kouiki-kansai.jp）で受付

・「質問票【様式9】」を添付すること。

- ・ 件名に「【質問票提出】大阪・関西万博におけるものづくり産業の魅力発信事業業務委託（企業名）」と明記すること。
- ・ 電子メール送信後、必ず電話で到着確認をすること（電話番号：06-6614-0950）
（土曜日、日曜日を除く。午前9時30分から午後5時まで）
- ・ 口頭、電話による質問は受け付けない。
- ・ 質問への回答は関西広域連合ホームページ
（<https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/index.html>）に掲示し、個別には回答しない。

○質問および回答の公表をもって説明会に代えるものとする。

6 審査の方法

関西広域連合が設置する選定委員会において、提出された提案書及び審査会におけるプレゼンテーションを基にその内容を総合的に審査する。

(1) 選定委員会

この企画提案公募における選定委員会委員は、選定委員会開催後に公表する。

(2) 審査方法

提出された提案書類及び審査会におけるプレゼンテーションに基づき、以下の(3)に示す審査基準により各委員がその内容を採点する。プレゼンテーション審査の日時は事前に通知する。プレゼンテーション審査にプロジェクタ等の機材は使用できない。なお、プレゼンテーション審査について、Web形式で実施する可能性がある。実施方法は決まり次第、案内する。

(3) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
技術点	事業目的及び事業内容の理解・計画性	①事業目的及び内容に関する理解・知識が十分にあり、別紙「仕様書」4(2)①～③の各業務について、事業目的をふまえた一体的な提案となっているか。 ②実施手順やスケジュールが妥当であるなど実行性が高い計画となっているか。	20点
	事業実施体制	①同種業務の実績があるスタッフを適切に配置するなど業務を確実に遂行できる体制となっているか。	10点
	[1] トークセッション企画 (別紙「仕様書」4(2)①参照)	①テーマや内容（話題や登壇者など）等が、別紙「仕様書」2 事業概要・目的を踏まえた提案となっているか。 ②集客方法について、多数の参加が期待できる提案となっているか。	20点

技術点	[2] 伝統的工芸品の展示会企画 (別紙「仕様書」4(2)②参照)	①展示手法やその工夫と狙いについて、伝統的工芸品の新たな魅力が伝わるような提案となっているか。 ②新規需要の開拓につながる事が期待できる提案となっているか。 ③集客方法について、多数の参加が期待できる提案となっているか。 ④来場者が、展示品の新しい魅力や購入の意欲を感じているか等を適切に計測できる提案となっているか。	30点
	[3] ワークショップ企画 (別紙「仕様書」4(2)③参照)	①実施内容について、伝統的工芸品等ものづくりの魅力を「体験」「体感」を通じてファンが増加することが期待できる提案となっているか。 ②集客方法について、多数の参加が期待できる提案となっているか。	10点
価格点		価格点の算定式 満点(10点) × (提案価格のうち最低価格/自社の提案価格) ※小数点第1位を四捨五入する	10点
合計			100点

(4) (3) により最も高い得点を獲得した者を最優秀提案事業者として選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

なお、審査の結果、最優秀提案事業者の評価点が60点以下の場合には採択しない。

(5) (4) により選定された者と関西広域連合は、契約締結に向けて細目について協議を行う。協議に際しては、関西広域連合は提案に対し修正を求めることができることとし、選定者はこの求めに対して協議に応じなければならない。なお、協議が不調の場合は、(4) により順位づけられた上位の者から順に、契約候補者として契約締結に向けた交渉を行う。

(6) 企画提案の採否(審査結果)は、提案者全員に文書にて通知するとともに、関西広域連合ホームページ(<https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/index.html>)において公表する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(7) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記述をすること。

イ 提出期限内に所定の書類を提出しないこと。

ウ 「3 公募参加資格」を満たしていないこと。

エ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

- オ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- カ 事業者選定終了までの間に他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続き

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と関西広域連合との間で協議を行い、契約を締結する。
- (2) 採択された提案について、採択後に関西広域連合と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。ただし、契約相手方が特に希望する場合は、概算払いによる支払いについて協議に応じることができる。なお、詳細は別途協議する。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 構成府県市から入札参加停止の措置を受けている者
 - イ 構成府県市を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (5) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出したとき。
 - イ 過去2年間において、国又は地方公共団体等に関係する業務で、本業務と同程度の契約履行実績が3件以上あり、かつ不履行がないとき。
- (6) 契約相手方は、関西広域連合の承認を受けないで、再委託をしてはならない。ただし、関西広域連合が特段の理由があると認める場合は、この限りでない。

8 その他

応募提案にあたっては、公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。

関西広域連合は特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費含む）すべてを認めるものではなく、契約締結及び事業実施にあたっては、必ず関西広域連合と協議を行いながら進めること。